

漁業の共同経営の把握について

経緯

第1次漁業センサス（1949年（昭和24年））以降、漁業経営体調査の中での経営組織分類の一つとして共同経営を継続して把握。

定義

共同経営とは、二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。

〔なお、漁獲物の販売、燃油等の経費を、共同経営参加全員の責任において処理せずに、個人の責任で処理している場合は含めない。〕

○ 漁船、漁網等の生産手段の共有形態：出資による購入又は現物出資（もちより、借り入れ）

（参考）有限責任事業組合

有限責任事業組合（LLP）は、創業を促し、企業同士のジョイント・ベンチャーや専門的な能力を持つ人材の共同事業を振興するために、民法組合の特例として、「有限責任事業組合契約に関する法律」（平成17年8月1日施行）に基づいて設立された組合。

特徴

①出資者全員の有限責任、②内部自治の徹底、③構成員課税の適用

1 漁業の共同経営に関するデータ

(1) 漁業経営体及び共同経営の動向

単位：経営体

	昭. 38	43	48	53	58	63	平. 5	10	15
漁業経営体数	267 211	254 118	232 302	217 734	207 439	190 271	171 524	150 586	132 417
うち、共同経営	2 628	3 246	4 710	4 533	4 845	4 596	3 916	3 760	3 143
構成比 (%)	1.0	1.3	2.0	2.1	2.3	2.4	2.3	2.5	2.4

資料：「漁業センサス」（以下同じ。）

(2) 主とする漁業種類別経営体数（平成15年）

単位：経営体

	計	うち、小型 底びき網	船びき網	さけ定置網	小型定置網	のり類養殖
共同経営	3 143	382	607	258	517	404

(3) 出資金規模別経営体数（平成15年）

単位：経営体

	計	出資金なし 又は現物 出資のみ	10万円 未 満	10～30	30～50	50～100	100～200	200～500	500～ 1,000	1,000～ 3,000	3,000万円 以 上
共同経営	3 143	2 014	77	57	61	114	182	214	154	126	144

(4) 出資者数別経営体数（平成15年）

単位：経営体

	計	2 人	3	4	5～9	10～19	20～49	50～99	100 人 以 上
共同経営	3 143	1 330	531	316	584	187	105	33	51

2 共同経営の事例

番号	漁業種類 (魚種)	出資・従事の状況	経費・収益の分配	個人漁業等との関連
1	船びき網(しらす)、 のり類養殖	2世帯(親戚)5名 漁船(3隻):もちより 網:もちより	水揚金額から経費を控除し、船、網 の所有分も含めて人数等割 (船1隻:2人分、網:1人分)	2世帯とも共同経営のみ
2	地びき網 (かたくちいわし)	経営:8世帯8名 雇用:26名 出資金:5万円(1人) 漁船1隻を共同所有	水揚金額から経費を控除し、経営者 と雇用者で1対1の比率で分配	個人漁業、農業、他産業 に従事
3	刺網、かご漁 (ふぐ)	3世帯4名	水揚金額から経費を控除し、4名で 均等配分	
4	大型定置網 (ぶり、さわら等)	出資者:約千名 雇用者:35名 漁船(11隻)、漁具等は共同所有	水揚金額から経費を控除し、出資額 に応じ配分	
5	大型定置網 (ぶり、するめいか等)	出資者:約900名 雇用者:63名 漁船(14隻)、漁具等は共同所有	水揚金額から経費を控除し、出資額 に応じ配分	
6	潜水器漁業 (貝類)	経営:2世帯2名 雇用:2名 漁船(1隻):もちより (1隻に4名乗船、うち1名が潜水)	水揚金額から経費を控除し、船の所 有分も含めて人数等割 (船:2人分、潜水土:2人分)	2世帯とも共同経営のみ

3 漁業関連の有限責任事業組合の事例

- (1) 漁業協同組合が主体となり水産加工業者4社と有限責任事業組合を平成18年2月に設立し、地元大学関係者とも連携しつつ地域ブランドを創設。
- (2) 養殖業者4社を中心に、マーケティング会社及び情報システム会社の6社の出資による有限責任事業組合を平成18年3月に設立し、ぶりを中心に加工業者、飼料会社等との連携により生産、加工、流通の一貫体制を構築。